

午後三時二分開会

○衆議院議長（森英介君） 本日は、お忙しいところをお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。今国会から衆議院議長に就任いたしました森英介でございます。よろしくお願い申し上げます。

また、今回の全体会議から私が議事進行役を務めますので、併せましてよろしくお願い申し上げます。

まず、これまでの経過について改めてお話をいたします。

令和四年一月に、立法院は、天皇の退位等に関する皇室典範特例法案に対する附帯決議に基づく政府における検討結果の報告を受けました。その後、令和六年五月から各党各会派間の議論を本格化させ、全体会議二回と各党各会派からの個別の意見聴取を行い、九月には両院正副議長として政府に対し中間報告を行いました。そして、昨年には、更に議論を加速させ、全体会議を四回開催した後、両院正副議長の下で取りまとめに向けての様々な努力を行ってきたところであります。

前回の全体会議から約一年が経過いたしました。この間、参議院議員通常選挙や衆議院議員総選挙があり、両院正副議長が新たに選任をされています。また、中道改革連合やチームみらいという新しい政党会派ができております。

そこで、先般、両院正副議長の四者で相談をいたしました。立法院の総意を取りまとめるに当たって、改めて全体会議を開いて、主要な論点を中心に各党各会派からの御意見を伺うことが不可欠

との共通認識を得ましたので、本日お集まりいただいた次第です。

皇室の在り方は、国家の基本に関わる極めて重要な事柄であり、皇族数が減少する現状に鑑みれば先送りすることが許されない喫緊の課題であります。憲法第一条で、天皇の地位は、「主権の存する日本国民の総意に基く」と定められており、日本国民の総意は全国民を代表する国会議員の総意、すなわち立法院の総意であると思えます。

私としては、今国会中に皇室典範改正案の成立にまでこぎ着けたいと考えておりまして、そのためにもできるだけ速やかに立法院の総意を取りまとめたいと考えておりますので、各党各会派には御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

ここで、関口参議院議長、石井衆議院副議長、福山参議院副議長からそれぞれ御挨拶をいただきます。と思います。

○参議院議長（関口昌一君） 参議院議員の関口昌一でございます。

私たちが取り組んできた課題は、言うまでもなく、我が国の在り方に関する極めて重要なものがあります。各党各会派の皆様にはこれまで御尽力をいただきました。改めて心から感謝申し上げます。本日、また新たに協議に参加される皆さんからも御意見を伺わせていただきます。

私としても、立法院の総意の取りまとめに向けて努力してまいりたいと思えます。皆様の御協力をどうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○衆議院議長（森英介君） 次に、石井衆議院副

議長、お願いいたします。

○衆議院副議長（石井啓一君） 衆議院副議長の石井啓一でございます。

各党各会派の皆様には、これまで多大なる御尽力をいただきまして、心から感謝を申し上げます。この全体会議には私もかつて一度出席したことがございますが、皇室の在り方につきましては国民の皆様に関心も非常に高い事柄でありますので、この会議の持つ重要性は十分認識しております。

森議長がおっしゃいましたとおり、本件は先送りすることが許されない喫緊の課題でございますので、これからは、衆議院副議長といたしまして、福山参議院副議長とともに、森、関口両議長をお支えをし、皆様のお力添えをいただきながら、速やかに立法院の総意を取りまとめべく注力をしてまいりたいと考えております。

引き続き、皆様の御協力を心よりお願いを申し上げます。

○衆議院議長（森英介君） 次に、福山参議院副議長、お願いいたします。

○参議院副議長（福山哲郎君） 参議院副議長の福山哲郎でございます。

各党各会派の皆様におかれましては、御多用のところお集まりいただき、また、これまでも御意見や論点をまとめていただくなど御尽力を賜っていること、厚く御礼を申し上げます。

私どもの取り組むこの課題は、大変重要なものであるとともに、多くの国民から関心をお寄せいただいております。我々の職責は極めて重いものがあると痛感いたしております。

立法院の総意の取りまとめに向けて、これまでの有識者会議の報告、並びに両院のこれまでの正副議長の御尽力による議論を十分に踏まえた上で、静ひつな環境の下、丁寧かつ速やかに議論を進めていくことが大切だと考えております。

森、関口両議長を微力ながらお支えし、石井副議長とともに力を尽くしていく所存です。皆様の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

○衆議院議長（森英介君） ありがとうございます。

なお、今回の全体会議から、政府を代表して木原内閣官房長官にもお越しをいただくことになりました。この際、御挨拶をいただきたいと思っております。

○内閣官房長官（木原稔君） 本日は、お招きいただきまして、誠にありがとうございます。

天皇の退位等に関する皇室典範特例法案に対する附帯決議で示された課題につきましては、令和三年に政府の有識者会議を開催し、丁寧な議論を重ねていただき、報告が取りまとめられました。

政府といたしましては、この報告を尊重することとし、令和四年一月に、当時の岸田総理から国会に対し御報告するとともに、衆参両院の議長、副議長の下、当時の松野官房長官から各党各会派の代表者の皆様に対し内容の御説明を申し上げます。その後、国会において検討が行われてきたものと承知しております。

これは、国家の基本に関わる先送りが許されない喫緊の課題であると認識しております。引き続き、立法院の総意の取りまとめに向け、国会にお

いて御議論がまとまることを期待しております。政府といたしましては、御議論を踏まえて、法案の提出など、必要な対応を速やかに行ってまいりたいと考えております。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○衆議院議長（森英介君） ありがとうございます。

また、内閣官房参与・皇室制度連絡調整総括官山崎重孝君及び内閣官房皇室典範改正準備室長溝口洋君には引き続き陪席していただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは次に、本日から新たに議論に加わられた会派、また議員の方もいらつしやいますので、これまでの議論について、橋衆議院法制局特別参与から報告を聴取したいと思っております。

橋法制局特別参与、お願いいたします。

○衆議院法制局特別参与（橋幸信君） 衆議院法制局の橋でございます。

本日は、森衆議院議長、関口参議院議長、石井衆議院副議長、そして福山参議院副議長、この四者の体制の下において先生方の御議論が再開されるに当たって、御指示によりまして、これまでの議論の経緯と各党各会派の意見の概要について御報告をさせていただきます。

多くの先生方にとっては周知の事柄ばかりであり、大変にお耳汚しで恐縮ではございますが、新しく御参加の先生方もおられますので、何とぞお許し願いたいと存じます。

最初に、これまでの議論の経緯の前提として、二点御確認いただきたいと存じます。

一点目は、本件論議の出発点となりました平成二十九年の天皇退位特例法に対する衆参の附帯決議と、これを踏まえた立法院の総意取りまとめの議論の枠組みについてでございます。

A4縦長一枚紙の資料①を御覧願います。

この附帯決議では、一におきまして、「安定的な皇位継承を確保するための諸課題」と、「女性宮家の創設等」、この等の中には皇統に属する男系男子の養子縁組なども含まれていると理解されておりますが、この二つの課題について、「皇族方の御年齢からしても先延ばしすることはできない重要な課題である」との認識の下で、速やかな検討の必要性が述べられていました。

同時に、その検討の段取りについては、まず、「政府は、（中略）皇族方の御事情等を踏まえ、（中略）検討を行い、（中略）国会に報告する」とした上で、その次の二におきまして、この「報告を受けた場合においては、国会は、（中略）「立法院の総意」が取りまとめられるよう検討を行う」とされているところであります。

このような検討の構造、プロセスは、一つ、日本国憲法第一条において、天皇の地位は、「主権の存する日本国民の総意に基く」とされていることに鑑みて、天皇や皇室に関する事項については、国民代表機関である国会において国民の総意に代わり得る立法院の総意を取りまとめ、国会こそが基本的な方向性と枠組みを定めるべきであること、二つ、他方では、憲法第三条以下において、天皇の国事行為は全て内閣の助言と承認の下に行うとされていることや、内閣は宮内庁等を通じて皇族

方の御事情等を知り得る立場にあることに鑑みて、天皇や皇室に関する事柄、事項についての具体的な制度設計は、国会が定めた枠組みの範囲内で、第一義的には内閣において検討されるのが適当であること、この二つの要請が含意されているものと認識されてきたところです。

このような枠組みの先例とされている天皇退位特例法の検討の際のプロセスにおいて、この立法院の総意の取りまとめに当たっては、たとえ全会一致というわけにはまいらなくても、可能な限り熟議を尽くして、できるだけ幅広い党派、議員の賛成の下に、最終的には皇室会議の議員でもいらつしやる衆参正副議長四者を中心に取りまとめるのがふさわしいとされたのでした。

いずれにいたしましても、各党各会派においてそれぞれの御主張があるのは当然のこととして、最終的な取りまとめに当たっては、衆参正副議長四者の下にお互いに歩み寄って妥協点を探すべき、そのような趣旨がこの立法院の総意という表現には含意されているものと理解されてきたように拝察いたします。これが一点目です。

次に、二点目ですが、資料一②を御覧願います。上記の附帯決議を受けた政府の有識者会議の報告書では、資料一ページ目の中ほどの下線を引いてあるところですが、「今上陛下から秋篠宮皇嗣殿下、次世代の悠仁親王殿下という皇位継承の流れをゆるがせにはならない」と述べられ、その上で、同じ一ページ目の一番下のところですが、「まずは、皇位継承の問題と切り離して、皇族数の確保を図ることが喫緊の課題」であると述べら

れています。

そして、この二つを念頭に置いて、資料の二ページ目にありますように、皇族数確保の具体的方策について、第一案として、内親王・女王が婚姻後も皇族の身分を保持すること、第二案として、皇統に属する男系男子を養子縁組によって皇族とすること、この二つの方策を基本に据えて具体的な制度の検討を進めていくべきであることが提言されたところでした。これが御確認いただきたい事柄の二点目であります。

さて、以上の二つの確認事項を前提とした上で、本日御指示いただきました御報告の第一番目の柱であるこれまでの議論の経緯について御報告をしてまいりたいと存じます。

A3縦長の資料二を御覧願います。これまでの国会における立法院の総意取りまとめに向けた議論は、大きく三つの節目があったように思われます。

第一期は、令和四年一月、細田・山東両院議長、海江田・小川両院副議長の下で、岸田総理から有識者会議報告書を受領し、政府からその報告書の概要を聴取した時期です。この時期は、これ以上の具体的な議論には進みませんでした。

第二期は、尾辻・長浜参議院正副議長、そして額賀衆議院議長が御就任され、海江田衆議院副議長を加えた新たな四者体制の下で、いよいよ議論が本格化した令和五年末から令和六年秋にかけての時期です。この時期においては、全体会議のほか、各党各会派からの個別ヒアリングも実施され、その議論の成果として、同年九月二十六日、衆参

正副議長四者による中間報告が取りまとめられ、岸田総理に手交されました。

この中間報告では、まず(1)として、「悠仁親王殿下までの皇位継承の流れはゆるがせにしてはならないことについては、おおむね賛同する意見が多く述べられ」た、このように整理されました。次に(2)として、女性皇族の婚姻後の皇族の身分保持、すなわち有識者会議報告書の第一案については、「喫緊の課題として認める方向でおおむね共通認識が得られたのではないかと史料」すると述べられた上で、しかし、その「配偶者・子の身分については、様々な意見が述べられ」たとの認識が表明されました。最後に(3)として、皇統に属する男系男子を養子に迎えること、すなわち有識者会議報告書の第二案については、「積極的な意見も多く述べられました」が、反対論もありました」と整理されたところでした。

さて、次の第三期は、関口参議院議長及び玄葉衆議院副議長が新たに御就任され、額賀衆議院議長及び長浜参議院副議長とともに新たな四者体制の下で、今度は、具体的な制度設計を念頭に置いて、特に第一案と第二案に関する論点を因数分解しながら濃密な議論が展開された昨年の通常国会でございます。そこでは、主要会派における意見の隔たりを埋めるために、額賀・玄葉衆議院正副議長立会いの下で麻生・野田両元総理の四者による非公式協議が開催されるなど、双方の歩み寄りによる立法院の総意取りまとめに向けたぎりぎりの努力がなされたのでございました。

しかし、最終的な合意には至らず、この時期の

議論の総括は、同年六月二十日の衆議院正副議長
の記者会見で表明されているとおり、まず、女性
皇族の婚姻後の皇族の身分保持については、「こ
れを認める」とともに、経過措置として、現在の
内親王・女王殿下におかれては婚姻後に「身分を
保持するか否か選択できる」とすることで共
通の認識が得られたこと、他方、女性皇族の配偶
者及び子を皇族とするか否か及び皇統に属する男
系男子との養子縁組を認めるかどうかについては、
「共通の認識を得るまでには至りませんでした」と
と総括されています。

なお、この時点では、参議院選挙後の秋の臨時
会を取りまとめに向けて努力する旨の表明もなさ
れたのですが、その後の自由民主党総裁選、連
立政権の枠組みの変更、年が明けての衆議院解
散・総選挙といった一連の政治の動きの中で、本
件に関する議論が行われることは今日までござい
ませんでした。

それでは次に、本日の御報告の第二の柱である、
これまでの議論における各党各会派の意見の概要
について御報告を申し上げます。

先生方のお手元には、A3横長、十ページに及
ぶ資料三を配付してございます。この資料は、私
ども衆議院法制局と衆議院憲法審査会事務局にお
いて、全体会議等における先生方の御議論を論点
ごとに要約、整理した上で各党各会派の御高関を
受けたもので、要約とはいえ、ニュアンスも含め
て正確性が担保されている公式文書であると拝察
いたしております。

この資料では、例えば、一つ、有識者会議報告

書が附帯決議で言及している皇位の安定的継承策
について真つ正面から取り上げていないことや、
二つ、女性・女系天皇を含めた抜本的な対応策を
こそ議論すべきといったそもそも論的な御発言、
すなわち、必ずしも有識者会議報告書を前提とし
ない御発言も整理して掲げておりますが、以上の
議論の経緯からも明らかのように、現時点におけ
る議論の到達点、すなわち、主要会派において乖
離のある主要論点は、ほぼ、第一案における女性
皇族の配偶者及び子の身分の問題と、第二案であ
る皇統に属する男系男子、具体的には旧十一宮家
の養子縁組の問題に収れんしつつあるように拝察
されますので、本日は、これらの論点を中心に、
その要約版である資料三の別紙、これを御参照い
ただきながら、ごく簡潔に御報告をさせていた
きたいと存じます。

まず、第一案、女性皇族の婚姻後の皇族の身分
保持については、皇族数確保の方策として、基本
的にはほとんどの政党会派においてこれに賛同す
る御意見が述べられているところかと存じます。

また、これに付随する論点として、現在の内親
王及び女王殿下、愛子内親王や佳子内親王など五
方いらっしゃいますが、これらの方々の処遇につ
いても、現行制度の下で人生を過ごしてこられた
ことに鑑みて、皇族として残るかどうか選択でき
るよう一定の配慮をすべきといった御意見でほぼ
一致していると言つてよろしいかと存じます。

他方、第一案に関する最大の論点が、これまで
の議論の経緯でも御説明申し上げましたとおり、
配偶者と子に皇族身分を与えるかどうかという論

点です。

これについては、一方では、これらの方々に皇
族の身分を与えない場合における実際の生活上の
不都合の問題を指摘する御意見が述べられると
もに、他方では、配偶者及び子は一般国民として
保障される自由を保持することがふさわしく、特
に配偶者を皇族とすることは女性皇族の婚姻の大
きなハードルとなること、また、将来の女系天皇
への懸念からも皇族の身分を持たないこととする
のが適切であることといった御意見も述べられて
まいりました。

これに対して、皇族身分付与説の立場からは、
あくまでも皇族の身分の付与であつて皇位継承権
を付与するわけではないとの御主張がなされたほ
か、議論の過程では、主要会派の歩み寄りを期待
する折衷案として、一代限りの准皇族としてはど
うかとの御意見も開陳されました。これに対し
て、准皇族のような身分を与えることは難しいが一定
の処遇を与えることは可能であるとの政府側の御
説明もあつたところでした。

いづれにしても、この論点に関して、昨年六月
の段階では立法院の総意を形成するには至らな
かつたと認識されているところです。

次に、第二案、皇統に属する男系男子の養子縁
組については、旧十一宮家を対象とすることを念
頭に置いて、男系男子による皇位継承といった皇
室の歴史と整合的な方策であるとして、これに賛
成する意見が多く述べられました。他方、具体的
に養子縁組の対象となる方の有無やその意思確認
の問題など、立法事実の問題を指摘する意見など

も根強くございました。

また、養子縁組を認める制度を導入することとした場合でも、この制度を将来的な適用があり得る恒久法として制定するのか、それとも、皇族数確保のための時限立法として一定の期間を区切ったり、あるいは現行憲法施行直後に一時期皇族でいらつしやつた方々から血筋の近い一定の親等の方に限ることとするのかといった論点も指摘されているところがございます。

最後に、養子縁組の具体的な手続等についても、一つ、養親がどなたとなるのかについての整理が必要との御意見があつたほか、二つ、これを深掘りして、一部の会派からは、皇室会議の議を経るなどの措置が必要とか、天皇陛下、上皇陛下、皇嗣殿下各御夫妻は養子縁組できないこととするのが適切との具体的な御提案も述べられたところでございました。いずれも、具体的な制度設計の際には重要な論点になるかと思われま

す。以上、これまでの議論の経緯と各党各会派の意見の概要について、御報告をさせていただきます。

御清聴ありがとうございます。

○衆議院議長（森英介君） 橘参与、ありがとうございます。

それでは、各党各会派から主要論点を中心に意見表明をしていただきます。それぞれ五分程度で御発言をお願いいたします。

まず、自由民主党から御発言を願います。

○衆議院議員（小林鷹之君） 自民党の小林鷹之です。

私たち自民党の立場は、政府の有識者会議の報告書と軌を一にするものでございます。すなわち、悠仁親王殿下までの皇位継承の流れをゆるがせにしてはなりません。しかし、現行制度のままでは、悠仁親王殿下が皇位を継がれたときに、天皇陛下をお支えする皇族がどなたもいらつしやらなくなつてしまう可能性がございます。そうした事態を避けるために、皇族数を増やすということと皇族数を減らさないということの二つの面から皇族数を確保していくことが必要になると考えています。

第一に、皇族数を増やす方策でございますけれども、現行制度では、男性皇族が婚姻して子供が生まれること以外に皇族数が増えることはありません。次世代の男性皇族が悠仁親王殿下お一人しかいらつしやらない現状において、皇族数を増やしていくためには、皇統に属する男系男子を養子として迎え、皇族とすることが必要不可欠であります。この方策は、一般国民の間で伝統を受け継ぐ様々な分野において民法に基づいて養子制度が活用されている我が国におきまして、皇室においては、皇室典範で禁止されている養子を解禁し、皇統男系男子が皇族と双方の自由な意思に基づいて親子関係を形成することにより皇族になるというものであります。

養子の対象者は、いわゆる旧十一宮家の男系男子孫の方々ということになります。旧十一宮家の方々は、現行憲法、皇室典範において皇位継承資格を有していた方々であり、その男系男子孫の方に養子として皇族となつていただくという仕組みは、我が国の歴史と伝統を踏まえたものでありま

す。

次に、皇族数を減らさないための方策といたしまして、内親王、女王が婚姻後も皇族の身分を保持することとする必要がございます。ただし、内親王、女王の配偶者と子は皇族にすべきではございません。

その理由の一つとしては、これまでの皇室の歴史で、皇統に属する男系男子でない男子が皇族となつたことは一度たりともないということであり、内親王、女王の配偶者を皇族とすることは歴史上およそ前例がなく、男系継承という皇族の継承ルールから大きく外れたものとなります。

また、皇族という特別な立場になるということには、選挙権や被選挙権を始めとする基本的人権が制約されるという面があるということを忘れてはならないと考えます。配偶者を皇族とすることとすると、配偶者は婚姻に当たりそれまでの職業を断念しなければならぬこともあり得、かえつて内親王、女王の結婚の障害となる可能性もございます。

配偶者と子を皇族にしないと家族の一体性が生まれにくいという意見もございますが、皇族であるか皇族でないかということは、夫婦、家族の構成という家族法の領域の問題と直接関係するものではないと考えられます。

有識者会議の報告書は非常にバランスの取れた内容になつていて私たちは評価をしています。この考え方は、これまでの全体会議の議論等を通じて多くの党会派と共有できているものと考えております。

冒頭、森衆院議長からも言及がございましたとおり、皇族数の確保は先送りすることが許されない喫緊の課題であります。本日、各党各会派から主要論点についての考え方がこれから示されると思いますが、この特別国会で皇室典範の改正が確実に実現できるよう、衆参正副議長におかれましては、是非来週にも再び全体会議を開催いただき、取りまとめに入る段取りを是非ともお願い申し上げます。

自由民主党からは以上です。

○衆議院議長（森英介君） 次に、日本維新の会。

○衆議院議員（藤田文武君） 日本維新の会の藤田文武でございます。

議長、副議長におかれましては、今回の会の開催、誠にありがとうございます。私からも、我が党の意見を申し述べたいと思います。

おおむね小林政調会長がおっしゃっていただいた自由民主党との考え方に重なるところが多ございますが、補足的に申し上げます。まず、我が党も、この今の皇位継承の流れをゆるがせにしないことに加えて、一案、二案と先ほど説明がありましたところについて、前に進めるべきだという意見であります。

ただし、これについては、二案であります養子案の方を第一優先として進めるべきだ、こちらの方が歴史的にも整合的であり、現実的であるという立場でございます。一案については、これまでも幾つか申し上げてきましたが、少しの懸念をばらんで慎重ではありますけれども、消極的に許

容するという形で、一緒に進められるのであれば許容するという立場でございます。

その他、るる、今、小林政調会長が論点おっしゃっていただいたところ、ほとんど同意でございますので、詳細は省きます。

加えて、スケジュールについて少し申し述べたいと思います。

この有識者会議の報告書が出たのは令和三年末でございます。そこから年が明けて、令和四年の一月に政府から立法院に対しての報告があったと、そこで各党各会派にそれぞれの取りまとめをしてくださいという、まあ宿題をいただいたと私は記憶しているんですけれども、我が党はそこから約半年を掛けてかなり詰めて議論をしまして、意見表明をさせていただきました。その他の政党にもお願いを静かに呼びかけていたところでありまして、結構時間が掛かりまして、実際に各党各会派から正式な表明が多数なされたのは二年ぐらいたった後でありました。

で、実際に、先ほどのスケジュールのおさらいのとおり、令和六年の五月に全体会議が、この第二期と呼んでおられますが、スタートし、そして第三期が令和七年一月という、こういう経緯でございます。

振り返れば、有識者会議の報告書が出てから四年強、四年半ぐらいですかね、それから、実際にこの全体会議が行われ始めてから、先ほど橘さんがおっしゃっていただいた二期、三期と呼ぶならば、これで二年たっているわけでありまして。その間に、各会派の皆さんからも丁寧な議論が

なされました、ほぼ私は論点が出尽くしたかなというふうに思いますし、合意形成できる幅が恐らくイメージできるところまで議論は収れんされているというふうにご認識しております。

冒頭、議長からもありましたように、今国会中に皇室典範の改正、立法院の総意の取りまとめをということであれば、期日は大体想定されるころでございますので、先ほど小林政調会長からありましたように、可及的速やかに今日の会を踏まえて次回の会を設定していただき、そして立法院の意思を取りまとめしていただく、そういうステージにきているのではないかとというふうに意見を表明させていただきます。

○衆議院議長（森英介君） 次に、国民民主党からお願いいたします。

○衆議院議員（玉木雄一郎君） 国民民主党の玉木雄一郎です。

先ほど、一期、二期、三期と橘さんからありましたけれども、ずっと参加をさせていただいておりますので、改めて我が党の考えを申し述べたいと思います。

平成二十九年の皇室典範特例法の附帯決議で、国会は、政府からの報告を受けた場合に、安定的な皇位継承を確保するための方策について、立法院の総意が取りまとめられるよう検討を行うことを自ら定めた経緯がございます。この附帯決議を定めてから既に約九年、政府から報告書が提出されてから約四年三か月の月日が既に経過しております。

皇族数の減少が進行する中、これ以上の議論の

停滞は立法院の不作為となりかねないと思います。国会の責任において、スピード感を持って各党協議を加速させ、早期に結論を導き出すべきであると考えます。

最も大切なことは、今上陛下から秋篠宮皇嗣殿下、次世代の悠仁親王殿下という皇位継承の流れをゆるがせにはならないということであり、まず。

悠仁親王殿下の次代以降の皇位の継承については、将来、悠仁親王殿下の年齢や御結婚等をめぐる状況を踏まえた上で議論を深めていくべきであって、悠仁親王殿下の次代以降の皇位継承について具体的に議論するには機が熟しておらず、かえて皇位継承を不安定化させるおそれがあると考えます。その上で、政府有識者会議報告書の第一案、第二案を優先的に検討し、各党間の合意を得て、立法院の総意を速やかに取りまとめるべきと考えます。

現在の愛子内親王殿下が二十四歳、佳子内親王殿下が三十一歳という年齢を考えても、結婚によって皇籍を離脱する現行制度の見直しは時間的制約のある喫緊の課題であって、公的活動の担い手を確保する観点から、第一案の内親王、女王が婚姻後も皇族の身分を保持する案を最優先で実現すべきと考えます。

政府有識者会議報告書にもあるとおり、皇位継承資格の議論とは切り離して、まずは皇族数の減少に歯止めを掛け、多様な世代の方々が男女共に悠仁親王殿下を支える体制を整えることが重要です。皇室数の減少を止めることについては、幅広

い党派間での合意形成が可能だと考えます。

なお、配偶者と子については、皇族という特別の身分を有せず、一般国民としての権利義務を保持し続けるものとすることが過去の皇室の歴史に整合的であります。その際、准皇族として一代に限り皇室同様の処遇を認めることは不自然ではないと考えます。

次に、第二案についてありますが、現在皇族には認められていない養子縁組を可能とし、現行憲法、皇室典範施行後五か月の間、皇位継承資格を有していた旧十一宮家の男系男子が皇籍を取得できる仕組みを整えるこの第二案については、伝統的な男系継承を維持するための現実的な処方箋であると考えます。

国民民主党としては、この第一案と第二案を並行して速やかに実現することが、悠仁親王殿下を支える皇族数を確実に確保し、皇室制度の安定に寄与する最善の策だと考えます。

最後に、皇位の継承は国家の根幹に関わる事項である、各党が党利党略を排し、附帯決議が定めた立法院の総意を取りまとめため、静ひつな環境の中で、かつ迅速に具体的成案の取りまとめに向けた協議を進めるべきと考えます。国民民主党は、責任ある役割を果たしてまいりたいと存じます。

以上です。

○衆議院議長（森英介君） 次に、中道改革連合。

○衆議院議員（笠浩史君） 中道改革連合の笠浩史でございます。

今回、初めて党としてこの会議に参加をさせて

いただきます。正副議長には感謝を申し上げたいと思います。

退位特例法の附帯決議では、国会は、安定的な皇位継承を確保するための方策について、立法院の総意が取りまとめられるよう検討を行うものとされており、安定的な皇位継承は、国家百年どころか国家千年の計と言えるものであり、その方策は主権者である国民の理解を得られるものでなければならず、長い皇位継承の歴史と伝統を尊重するものであること、当事者である皇族の方々の思いを踏まえるものであることが重要であると考えております。

憲法第一条で、天皇の地位は主権の存する日本国民の総意に基づくものとされていることから、中道改革連合は、全国民を代表する国会において熟議を尽くしながら立法院の総意を取りまとめ、国民の総意を見出していくという基本姿勢の下で、政党間の幅広い合意の取りまとめに最大限の努力を重ねていく決意であることをまず申し上げたいと思います。

私どもは、今回、衆参正副議長主宰の立法院の対応に関する全体会議に初めて参加することになりました。これまで、立憲民主党の論点整理、公明党の意見書の考え方を述べる形で全体会議に臨んできた経緯は承知しておりますが、中道改革連合としての見解を取りまとめ、べく今党内の議論を行っているところで、

本日は、主要論点に関する私どもの党内の議論の現状について、その趨勢を御報告いたします。女性皇族が婚姻後も皇族の身分を保持すること

については、反対論はなく、ほとんどの議員が賛成をしております。女性皇族が婚姻後も皇族の身分を保持されることとするのは、国民の理解も得られ、皇室の歴史とも整合的と考えられ、制度化を検討すべきであると考えます。

その上で、女性皇族の配偶者や子に皇族の身分を付与するかどうかについては、賛成、反対、どちらとも言えないと意見が分かれており、いずれも多数を占めるには至っておりません。この論点は、立憲民主党の論点整理、公明党の意見書によって意見が分かれていた点でもあり、引き続き、党内での合意形成を図るべく議論をしてまいります。

皇統に属する男系男子の養子縁組については、これに賛成する意見が多数ですが、憲法上の問題はクリアできるのか、国民が違和感や抵抗感なく受け入れられ、理解が得られるのかなどといった懸念もあることから、それらの懸念を払拭することが必要であるほか、時限的な措置とすべき、皇室会議の議を経るべきといった意見も出されております。

今後の議論の進め方について申し上げます。

全体会議には、私たち、そしてまたチームみらいさんも今度新たに参加をしております。取りまじめに当たられる衆参正副議長四者についても、関口参議院議長のほかは新たに任じられたということもあり、今国会の会期は七月十七日までということにも鑑みて、先ほど話がありましたような連休前とか五月中といった時期を設定することにこだわることなく、丁寧な議論を行い、熟議が

尽くせるように心掛けていく必要があると考えます。

もちろん、皇族数の減少が続く中、女性皇族が婚姻により皇室を離れることは十分想定され、先送りできない緊急的な課題として議論を急ぐ必要があることは重々認識をしております、党内がまとまらないからといって、いたずらに立法府の総意の取りまとめを先延ばしすべきではないと考えていることは申し添えたいと思います。

また、立法府の総意について、一気に結論を見出すのではなく、皇族数の確保を図る課題で喫緊に解決すべき課題については速やかに結論を出すべきと考える一方で、将来の議論に委ねるのがふさわしい課題や、そもそも、附帯決議が要請していた安定的な皇位継承を確保するための諸課題については、国民各層の議論の尊重、国民の合意形成を図りつつ、静かな環境の下で引き続き議論を深めていくべきと考えます。

私たち中道改革連合は、立法府の総意の取りまじめに向け、幅広い合意に努めていく決意で全体会議に臨んでいることを申し上げ、中道改革連合としての意見表明とさせていただきます。

○衆議院議長（森英介君） 次に、立憲民主党。

○参議院議員（長浜博行君） 立憲民主党でございます。

まずは、従前より指摘しているとおり、また先ほどの衆議院法制局の説明にもありましたように、附帯決議では、安定的な皇位継承を確保するための諸課題に関して「先延ばしすることはできない重要な課題」と断じているにもかかわらず、まず

は皇位継承の問題と切り離して皇族数の確保についての方策を示すのみで、本質的な議論を避けて更に先延ばしすることとなったことは甚だ遺憾でございます。

そのため、多くの国民はこの全体会議で何が課題の核心であるかが分からず、総理大臣ですら勘違いし、慌てて官房長官が弁明する事態になっているのではないのでしょうか。誤解されると困るのであえて申し上げますが、私は総理を責めているわけではありません。むしろ、論点を明らかにしてくださったとも言えるのではないのでしょうか。

時の総理が国論を二分するような政策に挑戦する、今ならやれるという姿勢で皇室典範の改正を選挙公約に掲げ、この課題と対峙するならば、立法府としてもこの全体会議の運びを再検討するべきではないかという問題提起をしたいと思います。

政府の有識者会議報告書は、岸田内閣のときに提出されたものだけではございません。安定的な皇位継承に関するものであれば、今から二十年余り前に提出された小泉総理、安倍内閣官房長官時代の「皇室典範に関する有識者会議報告書」があります。まさに、皇位継承の在り方を国民に問う、この課題を真正面から捉えた内容となっております。

さらに、当時の小泉総理は、この報告書が発表された翌年の通常国会の冒頭、施政方針演説において、「象徴天皇制度は、国民の間に定着しており、皇位が将来にわたり安定的に継承されるよう、有識者会議の報告に沿って、皇室典範の改正案を提出します。」と発言をされました。

そして、国会が開かれるといつても提出される内閣提出予定法律案等件名・要旨調においても、内閣官房からは一番上に、件名、皇室典範の一部を改正する法律案、要旨、将来にわたり皇位継承を安定的に維持するため、皇位継承資格を有する者に皇統に属する皇族女子及びその子孫の皇族を含めるとともに、皇位継承順序について直系の長子を優先することとするほか、皇族の範囲等について所要の改正を行う、国会提出予定時期三月上旬に掲載をされております。当時、衆参問わず国会に在籍された同僚議員の皆様は御記憶のことと存じます。

小泉総理の演説は、どなたに向かつておっしゃられたかは分かりませんが、安倍官房長官御地元の偉人の教えを引用して、「幕末の時代、吉田松陰は、「志士は溝壑に在るを忘れず」、すなわち、志ある人は、その実現のために、溝や谷に落ちてしかばねをさらしても構わないと常に覚悟している」という孔子の言葉で、志を遂げるためにはいかなる困難をもいとわない心構えを説きました。」で締めくくられております。

両院の議長、副議長に申し上げます。

私は、行政府の最高責任者が皇室典範の改正を声高に叫ばれるのであれば、もはや静ひつな環境とは言えず、立法院は鉄鎖につながれた内閣の奴隷ではないのですから、党派を超えて日本国民の総意に基づく課題に関しては、過去の有識者会議報告書の再確認、また、必要であれば、新たに両議長、副議長の下での有識者会議の立ち上げ等をお考えいただければと存じます。

なお、御下命の女性皇族の婚姻後の身分保持及び配偶者、子の身分についてであります。御家族一体として皇室の一員とならることを望んでおります。

また、皇統に属する男系男子の養子縁組については、皇統に属するの定義が不明ではありますが、いづれにせよ、養子制度創設に関しては極めて慎重な検討が必要と考えます。

以上でございます。

○衆議院議長（森英介君） 次に、参政党。

○参議院議員（神谷宗幣君） 参政党の神谷宗幣です。

我が党は、先人の英知を生かし、天皇を中心に一つにまとまる平和な国をつくるという綱領を掲げている党でありまして、アマテラスオオミカミの御子孫とされる天皇を国家の象徴、権威として国民の暮らしや権利を守ってきた、我が国の形をこれからもしっかりと維持していかなければいけないということ強く考えている党でございます。ですので、今回の皇位継承の問題については、大変重要な課題と捉えてこの会議に挑んでおります。今、皇位継承がこれだけ大きな問題になっているのは、占領期にGHQが行った政策に起因しているかと我々は考えます。昭和二十年の九月以降にGHQが天皇や皇族の権限や財産を奪うような形で行った政策を進めてきました。そして、昭和二十二年の十月、当時皇族であった十一宮家は臣籍降下を余儀なくされ、これが今の宮家及び皇族の数の減少につながっていると我々は考えています。こういった歴史的な経緯も振り返り、我々は、

もう一回日本の形というものを再定義していかなければいけないのではないかとこのことを考えています。

そして、繰り返しになりますが、歴史的経緯に基づいて考えれば、最も優先的に考えるのは、臣籍降下を余儀なくされた十一宮家の男系男子の方から養子等の手段を使って皇位継承者を増やしていくということが最優先であるというふうに我が党は考えています。ですので、一案、二案で、こちら二案になっておりますが、維新の会さんもおっしゃいました。こちらを一案にすべき、最優先の課題で考えていくべきというふうに我が党は主張をします。

そして、二案の女性皇族の結婚後の皇族の身分保持に関しては賛成をいたしております。ただ、配偶者や子にも皇族の身分をとという話になるのであれば、そこは慎重な立場をとということで意見表明をいたします。

あとは進め方でありまして、これ、メンバーが替わるたびに話が振出しに戻るといってはいつまでたつても結論に至りません。先ほど他党からも述べられましたように、かなり時間を掛けて審議が行われているはずでありますので、今国会中に早期の決着を見るべきであるということ。我々が強く主張をしたいと思っております。議長、副議長におかれましては、早急な審議を進めていただきたいと思います。

以上です。

○衆議院議長（森英介君） 次に、公明党、お願

○参議院議員（谷合正明君） 公明党を代表いたしました。まして、皇室典範の改正について見解を申し述べます。

皇位継承の安定性を確保し、皇族数の減少という喫緊の課題に対し、私たち立法院が総意を取りまとめ、いくことは国民に対する重い責務です。議論に当たっては、国民の理解、歴史と伝統の尊重、そして皇族の方々の思いを深く拝察しながら進めるべきであると考えます。

まず、我が党の皇室典範の改正に関する基本的立場は、令和六年四月の党意見書で取りまとめたことであることを明らかにしたいと思います。

最初の論点ですが、我が党は、女性皇族が婚姻後も皇族の身分を保持されることとするのは、国民の理解も得られ、皇室の歴史とも整合的と考えられ、制度化を検討すべきとの立場です。

現在の内親王殿下、女王殿下については、現行制度の下で人生を歩んで来られたことに鑑み、皇族の身分を保持するか否かについて一定の配慮をすべきと考えます。

配偶者及び子は、皇族の身分を持たないとするのが適切と考えます。配偶者が一般国民としての自由を保持し続けることが女性皇族の方の婚姻の支障とならないのではないかと考えられます。なお、憲法上の問題は生じないと認識しております。

次の論点ですが、皇族数確保のため、皇統に属する男系男子の方々の養子縁組を可能とする制度を認めるべきと考えます。旧十一宮家の方々は、現行憲法施行後も皇族であられたこと、また、明治、昭和の両天皇の御息女が嫁がれ、現在も天皇

家と交流があることから、対象を旧十一宮家の方々に限定してよいのではないかと考えます。

縁組後に養子と婚姻した妻及び縁組後に生まれた子については、皇族の身分を持つこととすべきです。なお、この養子縁組についても憲法上の問題は生じないと認識しております。

まずは、喫緊の課題であります皇族数の確保を優先すべきであり、我が党は、今申し上げた二つの論点については併せて制度化していくものというのが基本的な立場です。

悠仁親王殿下までの皇位継承の流れはゆるがせにしてはならず、悠仁親王殿下の次代以降の在り方については、予断を持たず、静かな環境の下で引き続き議論を深めていくべき課題です。

附帯決議に示されている立法院の総意とは全会一致を意味するものではないと考えますが、十分な熟議を経た上で、圧倒的多数の賛意が形成されたものであるべきです。

配偶者や子の身分の在り方や養子縁組の制度を認めることなど、意見の隔たりがある項目については、また合意できる部分から制度化するのにかについては、互いの歩み寄りによる総意の形成に期待するものであります。

合意形成に向けての真摯な議論に我が党としても貢献していく所存でございます。

以上です。

○衆議院議長（森英介君） 次に、チームみらい。

○参議院議員（安野貴博君） チームみらいの安野貴博でございます。

議長、副議長におかれましては、本会を開催い

ただき、感謝申し上げます。

附帯決議から九年が経過いたしました。速やかにという決議の文言に照らしましても、合意できる部分から着実に結論を出していくべき段階に来ていると考えております。

これまでの有識者会議及び全体会議における議論の積み重ね、そして歴史的な経緯を尊重し、以下、主要論点について、我が党の現時点の考えを申し述べます。

まず、第一案に関して、女性皇族の婚姻後の身分保持及び配偶者と子の身分について申し上げます。

皇族数の確保が喫緊の課題であることは多くの政党会派で認識が共有されているところでございます。女性皇族が婚姻後も皇族の身分を保持する制度につきましては、皇族数確保のために必要な方策であると考えております。対象は、皇族数確保の趣旨に鑑み、内親王のみならず女王まで含めべきと考えます。

配偶者及び子につきましては、一般国民のままとするのを基本とすべきであると考えます。配偶者が一般国民である場合に実務上の課題が生じ得るということは認識しておりますが、具体的な制度設計の中で丁寧に検討していくべきものであると考えております。

あわせて、皇位継承の在り方について申し上げます。

有識者会議でも報告された悠仁親王殿下までの皇位継承の流れをゆるがせにしてはならないという認識を我が党としても共有しております。

その上で、女性天皇、すなわち男系の女子による皇位継承につきましては、歴史上の先例もあり、我が党としては認めるべきと考えます。ただし、これは現在の皇位継承の流れを変更するものではなく、次世代以降の安定的な皇位継承を見据えた議論として位置付けるべきものだと考えております。

女系天皇につきましては、長きにわたり維持されてきた男系継承の原則を変更するかどうかという前例のない極めて重い判断を伴うものでございます。拙速に結論を出すべきではなく、慎重な議論が必要であると考えます。

次に、第二案、皇統に属する男系男子の養子縁組について申し上げます。

養子縁組につきましては、皇族数を確保するための方策の一つとしてあり得ると考えております。国民の理解を得ながら丁寧に議論を進めていくべきテーマであると認識しております。

最後に、今後の進め方について申し上げます。

まずは、皇族数確保の方策について着実に結論を出し、その上で、安定的な皇位継承の確保に向けた議論についても先送りに終わることなく取り組んでいくことが立法院の責務であると考えます。以上でございます。

○衆議院議長（森英介君） 次に、日本共産党。

○参議院議員（小池晃君） 日本共産党の小池晃です。

党を代表して意見を述べます。

まず、議論の進め方について述べます。額賀前衆議院議長の下での進め方について私たち

が申し上げてきたのは、各党各会派の意見を聞く前から、議長が政府の有識者会議の二〇二一年報告に沿って主な論点を作り、論点を女性皇族の婚姻後の身分保持及び配偶者、子の身分と、皇統に属する男系男子の養子縁組という二点に絞って議論をし結論を得るというやり方は、極めて強引です。この進め方は白紙に戻すべきです。

前回以降、参議院選挙、衆議院総選挙を受けた新たな国会で選ばれた衆参両院議長の下で、国会として主体的に附帯決議に基づく皇位継承の諸課題の議論を行うべきだと思います。

日本共産党は、天皇の制度の問題は日本国憲法の条項と精神に基づいて議論、検討すべきという見地から発言してきました。政府報告書を前提にするのではなく、国会として憲法学者など有識者、国民の意見を直接聞くことが必要だと思います。それが、国会として日本国民の総意に基づく天皇の制度の在り方を議論する上で不可欠だと思います。

その上で、これまでの議論の主要論点について、重大な問題は、天皇は男系男子によって継承されるべきということが不動の原則になっていることであり、

日本国憲法は、日本国民統合の象徴である天皇の地位の根拠は、主権の存する国民の総意に基づくことと明記しています。戦前の万世一系の天皇が統治するというものとは根本的に異なります。この憲法の規定に照らせば、多様な性を持つ人々によって構成されている日本国民の統合の象徴である天皇を男性に限定する合理的理由はどこにもあり

ません。女性だから天皇になれないというのは、男女平等を掲げる憲法の精神に反すると私どもは考えます。女性天皇を認めることは、日本国憲法の条項とその精神に照らして合理性を持つと考えられており、女系天皇についても同じ理由から認められるべきです。

また、憲法第二条は皇位を世襲のものとしておりますが、この世襲は女性を排除するものではないというのが従来からの政府見解です。憲法制定議会において金森徳次郎国務大臣は、憲法第二条について、なぜ皇男子孫を省いたのかという質問に対して、根本的な支障がない限り男女の差別を置かないというのが憲法の考え方だとして、二条についても、男女の区別につきましては法律問題として自由に考えてよいという立場であると答弁しています。

こうした憲法の成り立ちを無視して男系男子継承を不動の原則とした議論は、憲法の精神に反するものだと言わざるを得ません。

さらに、皇統に属する男系男子の養子縁組には更に重大な問題があると考えます。養子縁組、旧皇族の皇籍復帰という案は、そもそも二〇〇五年の有識者会議の報告書で、国民の理解と支持、安定性、伝統のいずれの視点から見ても指摘され、採用することは極めて困難であると指摘され、否定されたものです。十一宮家といいますが、二〇〇五年報告書は、今の天皇との共通の祖先は約六百年前の室町時代まで遡る遠い血筋の方々であるということを描き、これらの方々を広く国民が皇族として受け入れることができるか懸念され

る、皇族として親しまれていることが過去のどの時代よりも重要な意味を持つ象徴天皇の制度の下では、このような方策につき国民の理解と支持を得ることが難しいと述べています。

そもそも、男系男子の継承のための努力、すなわち男の子を産むことをひたすら強制されるようなことがあつていいのだろうかとも思います。ところが、こうした指摘について今回全く棚上げしているではありません。

最後に、どの世論調査を見ても、国民の大多数が女性天皇に賛成しています。国民の代表である国会が、この国民世論を無視して、世論に背いた議論をすることは許されなと思います。日本国憲法の条項とその精神に照らして合理性を持つ女性天皇について正面から議論すべきだということ述べて、意見といたします。

○衆議院議長（森英介君） 次に、れいわ新選組。○衆議院議員（山本ジョージ君） れいわ新選組、山本ジョージでございます。

れいわ新選組の意見表明をいたします。

れいわ新選組は、二〇二四年五月の全体会議でも申し上げたとおり、天皇制の在り方や皇位継承の問題について党内で幅広く自由に議論しております。ただし、これまでも述べたとおり、天皇制の在り方や皇位継承の問題について国内で世論が二分されている中で、それに目を奪われ、本当に喫緊の課題である大多数の国民が望む経済政策への議論がおざなりになることを懸念しております。私たちの基本的な考えは、二〇二四年当時と変わっておりません。日本国憲法第一条は、「天皇

は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。」と規定しています。そのため、政府の側が、議論を有識者会議だけではなく主権者である国民の幅広い議論に委ねる努力を真摯に行ってきたかという点について、私たちは当時から疑問が残ると申し上げてきました。その際、内閣官房内閣総務官室へのヒアリングを行い、幾つかの点について問合せをしております。

まず、有識者会議の位置付けについて、「政府が附帯決議を受けて有識者会議のみに議論を委嘱し、幅広い国民の声を聴取する仕組みを設けずに、限られた有識者の中で検討を行うようにした理由」を伺いました。

これに対する政府の回答は、「行政府がそのように判断したということだが、過去の二〇一二年、民主党野田政権の際の皇室制度をめぐる議論では、有識者に論点整理をしてもらった後、その論点整理について幅広くバブリックコメントを行っていた実績はある、事実関係でいえば、今回はバブリックコメントは行っていない」というものでした。

また、「政府は皇位継承や皇室の在り方について世論調査を行ったことがありますか、行っているとすればいつか、新聞社などの調査は見ますけれども、政府として意識調査を行っているかどうか」と、政府が国民の皇位継承について意識調査を行っているかどうかを伺いました。

この問いに関しては、「皇室に関する問題では、政府は世論調査を行った実績は戦後存在していないと把握している」ということでした。その理由

として、「皇室についても他の分野で幅広く政府広報で行っているような世論調査を行うことは理論上は排除されないが、人気投票にならないようにするなどの一定の配慮は必要であると思われる」との回答でした。

そして、「皇室の基本的な人権の在り方についての議論はどうかについていますか」と伺いました。回答は、「宮内庁で整理したものがあっても含め、政府は把握していない」というものでした。

これらの点について、今回の全体会議の再開に当たって、改めて去る今年四月六日に内閣総務官室に変更がないかを確認したところ、変更はないということでした。

二〇二四年から二年近くが経過しました。改めて申し上げたいのは、政府が、この問題について、議論を限られた有識者会議だけでなく主権者である国民の幅広い議論に委ねる努力を行ってきたかという点です。議論の枠組みを一方的に規定される中で行われたこの間の衆参議長主宰の全体会議や、各党の個別意見聴取を中心に行ったこの二年間の議論も、同様の問題を抱えていると考えています。

確かに、国会議員は主権者の意思を代弁する存在です。しかし、憲法第一条に規定されている皇室の位置付けについて議論を行う場合には、より幅広く、開かれた議論を行うべきであったのではないかと考えます。

したがって、大前提として、単に政府の有識者会議の立場を前提にした議論を継続するのではなく、国民的議論を行うための仕切り直しを行うべ

きだというのが私たちの意見です。

政府の有識者会議の報告を前提にした状態での立法院、すなわち国会の側の意見集約は、なし崩しで危険と言わざるを得ないというのが私たちの考えでございます。事実、二四年以降、二五年も議論が行われてきましたが、議論の集約には至っていません。これは手法に問題があったと言わざるを得ないのです。

あくまで報道機関の世論調査ですが、女性天皇については、約六割から九割近くが認めるという結果も出ています。時期によつて揺れはあるものの、一貫した傾向でございます。しかし、この論点については、有識者会議の報告を受けたこれまでの全体会議でも直接的なテーマにはなっていない。報道機関の世論調査との乖離が依然として残っている中で強引に意見を集約することは、後に禍根を残すのではないかとというのが私たちの考えです。

したがいまして、両院議長には、そもそも有識者会議の論点設定自体に問題があったとの前提の下、国民的議論を行うための仕切り直しを行うべきと申し上げます。

以上、我が党として、改めてそのように申し上げます。

以上です。

○衆議院議長（森英介君）

次に、日本保守党、

お願いいたします。

○参議院議員（百田尚樹君）

日本保守党、百田

尚樹です。

今回、初めてこの会議に出席させていただきます

した。

日本とともにあられ、我が国の歴史とほぼ同じ伝統を持つ皇室に対して、一介の国会議員にすぎない者が意見を表明することは誠に恐れ多いことでありますが、あえて一言申し上げます。

まず、日本保守党の意見は従来と変わりませんが、改めて少し詳しく述べさせていただきます。

保守党、日本保守党としましては、今第一に考えるべきことは、将来の皇統の安定継承を可能とすることだと考えます。悠仁親王殿下までの継承をゆるがせにしないことは当然ですが、悠仁殿下の後の代となつても皇統が安定的に継承される方法を真っ先に議論すべきと考えます。

皇統とは、男系男子による継承です。これは日本の伝統です。悠仁親王殿下の後の代にも安定的に男系男子での継承を可能とするために必要なことは、皇統に属する男系男子の養子縁組です。同時に、旧宮家との間に養子を迎えることで皇族数の確保も可能となります。

したがいまして、日本保守党は、この点の議論を優先して進めることを希望いたします。

そして、女性皇族の婚姻後の身分保持につきましては、皇統の安定継承とは全く別の論点です。から、早急に議論すべきこととは思いません。女性皇族の方々が婚姻後も皇族の身分保持をされること、また、その場合、配偶者とそのお子さんの身分をどうするかという点については、日本保守党はいずれも賛成いたしません。

我が国の長い歴史の中で、民間人の男性が皇族

となつた例は一例もありません。当然、その男性のお子さんが天皇になつた例も一例もありません。これが、我々が賛成しない理由です。

長い歴史を持つ日本の国体に対して、私たちは常に謙虚であらねばならないと考えております。本当に一部の、現代の我々の感覚で、民間男性でもないんじゃないかという軽い気持ちで、長い歴史上一例もなかったことに踏み込んでいいものとは考えません。私たちの日常生活に関することなら、時代につれ変化することもいいでしょう。しかし、国体に関することを、関わることを、現代の我々の、まああえて言います、浅知恵で変えることに関しては畏れる気持ちを抱くことが正しいやり方だと考えております。

日本保守党からは以上です。ありがとうございます。

○衆議院議長（森英介君）

次に、社会民主党。

○参議院議員（福島みずほ君）

社民党の福島み

ずほです。

社民党の立場は変わりませんが、改めて発言を

させていただくことを感謝いたします。

まず第一に、有識者会議報告書は附帯決議の要請に十分応えているとは言えません。安定的な皇位継承を確保するための方策を正面から検討すべきであると思えます。皇族の確保だけ議論をして、なぜ安定的な皇位継承を確保するための方策を正面から検討をしないのでしょうか。

先ほどもありましたが、日本国憲法第一条は、「天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民

の総意に基く。」とあります。国民の合意形成や国民の総意に基づくということに本来に込められているこの会議になつていくかという点、残念ながら私はそれは違うというふうに思います。憲法学者や国民の意見ももつと聞くべきではないでしょうか。

社民党の立場は、女性天皇を認めるべきだという立場です。歴史上の先例もあります。また、日本国憲法十四条の法の下の平等なども考えれば、女性天皇を認めないことの理由はないというふうな考えが外して議論をするということが国民の理解を得ることができるとは思いませんか。

先ほどもありました。女性天皇を認めるべきだという見解は七割、八割、九割になつています。国民の多くは、女性天皇を認めないのはなぜかということがやはり分からないし、認めるべきだという声が多いことにやっぱり国会は応えるべきではないでしょうか。

今までの様々な努力は本当に有り難いと思いません、この論議の積み重ね。しかし、国民の総意に基づかない、国民の声を聞かない結論は、国民から支持を得られないというふうに思っています。それは、逆に残念な結果になるのではないのでしょうか。

次に、皇族の身分について申し上げます。

社民党は、女性の皇族が結婚をされた後、皇族であり続けるか、民間人になるか、選択肢を設けるべきだと思っております。経過規定ではなくて、皇族のまま活動をしたという方はそうなされ

ば本当にいいと思いますし、民間人になりたいという、それも選択肢として認めるべきだというふうに考えております。

そして、配偶者や子供の身分ですが、やはり、先ほども意見がありました。結婚のハードルが高くなるということもありますし、皇族にしないのもいいのではないかとこのように考えております。

次の論点の養子縁組について申し上げます。

養子縁組をすることには社民党は反対です。

皇室典範九条は、わざわざ日本国憲法ができた後の改正で天皇及び皇族の養子を禁止しております。その立法過程を少しだけ調べたことがあります。それは、皇室典範がなぜ養子を明確に禁じたのか。恣意的に運用される危険や、皇室が肥大化し費用も増える弊害もあり得るということがその理由です。

誰が考えても、出生というのはこれはもう必然というか選べないことです。でも、養子縁組は、それは縁組ですから、どの旧宮家からの男の子を、どの男性を連れてくるのか、それは公平にやれるんじゃないでしょうか。どんな基準で選べるのでしょうか。養子縁組そのものが人為的なものですから、それは公平性というのは必ず問題になり得るといふふうに思っています。また、旧宮家から養子縁組を連れてきて、それを国民が本当に皇族として歓迎するでしょうか。また、これも世論調査では養子縁組に反対という意見も多いということも私たちは考えなければならぬというふうに思っております。

ですから、いろんな意見がありますが、私たち国会議員は国民の声をやっぱり聞くべきであるというふうに思っております。拙速な結論を出すことのないよう、国民の合意形成に私たちは向き合わなければ禍根を残すということを申し上げ、社民党の表明といたします。

○衆議院議長（森英介君） 最後になりましたが、沖繩の風、お願いいたします。

○参議院議員（高良沙哉君） 本日は、発言の時間をいただきまして、ありがとうございます。参議院会派沖繩の風の意見を申し上げます。

かつて四百五十年続く琉球国であった沖繩は、一八七九年の琉球処分によって日本に組み入れられました。日本本土とは異なる歴史をたどった沖繩では、天皇制に対し複雑な思いを持っている人も多くいます。特に、昭和時代、本土防衛の捨て石にされた沖繩戦では、天皇の名の下に県民を巻き込んだ激しい地上戦、強制集団死によって住民の四人に一人、十二万人を超える沖繩県民が犠牲になりました。

日本国憲法が象徴天皇制を含む形で制定された際、沖繩は米軍占領下にあり、制定過程で意思を表明する機会は得られませんでした。終戦後は、一九四七年九月の天皇メッセージによって、二十五年から五十年、あるいはそれ以上、沖繩をアメリカに差し出す方針が示され、事実、沖繩には戦後米軍が長期に駐留し、世界一危険な普天間基地、極東最大の嘉手納飛行場等、そこから派生する基地被害が続いています。

象徴天皇制の下、明仁上皇は、忘れてはならな

い四つの日の一つとして六月二十三日の沖縄慰霊の日を挙げ、毎年その日は祈りをささげてきたと言われています。また、国内外の戦争犠牲者を悼む慰霊の旅、戦争の記憶に寄り添う姿勢が引き継がれ、天皇制に対し沖縄の中にも共感が生まれています。

私たち沖縄の風は、さきの退位特例法以降、安定的な皇位継承のため、女性・女系天皇を容認し、女性宮家の制度創設に向け議論すべきと訴えてきました。

まず、皇室典範改正について、国民の関心の高い女性天皇への皇位継承議論が抜け落ちている点で、今回の論点設定は狭過ぎるのではないのでしょうか。

二〇〇五年の小泉内閣当時、有識者会議において、男女の別なく直系長子優先の制度とすることが適当だとの報告書が出されました。また、二〇一七年の退位特例法に対する附帯決議でも、安定的な皇位継承の確保のための議題の一つとして、女性宮家の創設等について先延ばしにせず議論することが求められており、女性天皇への皇位継承の議論も含むと理解されてきました。各種世論調査でも、女性天皇を認めることに対して賛成が六から七割以上に上り、女性天皇の議論は現代において必然です。確かに、天皇制は、平等原則を定め、特権的な身分を廃止した憲法の中に設けられた例外です。しかし、そうであったとしても、できる限り憲法の原理に近づくように制度を議論するのが妥当だと考えます。

憲法は、皇位は世襲のものだけ規定していま

す。長子がいるにもかかわらず、性別によって排除し、制度改正を議論しないのは不自然です。天皇制は国民の総意に基づくものである以上、国民の求める女性への皇位継承の議論はもはや避けては通れず、容認に向けた議論に踏み込む必要があるのではないのでしょうか。

その上で、女性皇族の婚姻後の身分保持及び配偶者、子の身分について述べます。

女性天皇を認めないにもかかわらず、女性皇族を婚姻後も本人の意思にかかわらず皇室にとどめるのは、過度に女性皇族の自己決定権や幸福追求権を制約するものであり、制度の整合性が認められません。女性・女系天皇を容認した上で、女性宮家は男性皇族と同等の制度として検討すべきと考えます。女性の場合にのみ宮家創設を否定し、配偶者や子を制度から排除するのであれば、合理的な根拠が必要です。また、本人の選択の余地なく皇室の身分にとどまらせることは、男性皇族が皇籍を離脱できることとの均衡や権利侵害のおそれがあり得ることから、宮家創設に当たっては、女性皇族本人の意思を要件とすべきではないかと考えます。

皇統に属する男系男子の養子縁組についても意見を述べます。

女性・女系天皇、女性宮家を認めることによつて安定的な皇位継承や皇族数の確保が可能となるため、養子制度は必要がなく、反対いたします。旧憲法下において皇族であった者の子孫を、憲法体制が変わり身分制を廃止した現憲法下において復活させようとするのであれば、言わば天皇家の

養子となり得る特別な血統の身分を認めることとなるため、身分制を否定する憲法に反する疑いがあるとも考えます。

最後に、国民の声に真摯に耳を傾け、文字どおりの立法府の総意を示すためには、皇室典範の改正に当たっては全会一致を実現していただき、くれぐれも多数決による拙速な改正の強行を招くことのないよう、両院正副議長におかれましては特段の御配慮をお願い申し上げます。

ありがとうございます。

○衆議院議長（森英介君） ありがとうございます

これを持ちまして、各党各会派からの意見表明は終わりました。

ここで一言付言申し上げますが、橋衆議院法制局特別参与によるこれまでの議論についての報告と、各党各会派からの主要論点についての意見表明において事前に御提出いただきました資料につきましては、会議終了後の記者会見で配付いたしますとともに、衆参のホームページに掲載することいたします。また、資料の御提出のない政党会派につきましては、本日の御発言の要点を記者会見で紹介するとともに、衆参のホームページに掲載することいたします。御発言の全文を記載した議事録については、後日、各党各会派を通じて発言部分の速記録を御確認いただいた上で、ホームページ上で公表をいたします。

改めまして、本日は、各党各会派から主要な論点を中心に貴重な御意見をいただきまして、感謝申し上げます。

冒頭の挨拶でも申し上げましたとおり、私としては、速やかに立法府の総意を取りまとめ、国会中には是非とも皇室典範改正案の成立にまでこぎ着けたいと考えております。今国会の会期を考えると、本日の時点で党としての見解がまだ途中経過であると報告をされました中道改革連合につきましては、おおむね一か月後をめどに党としての見解をまとめていただきたいと思います。その上で、次回の全体会議では、改めて中道改革連合に御意見を表明していただく機会を設けますとともに、各党各会派の皆様から取りまとめに向けての御意見があればお聞かせいただきまして、その後は、両院正副議長による立法府の総意の速やかな取りまとめに向けた調整に入りたいと思っております。よろしく御理解のほどお願いいたします。

それでは最後に、関口議長、石井副議長、福山副議長から何か御発言がありましたらお願いいたします。よろしいですか。ないそうでございますので、どうもありがとうございます。

これにて本日の全体会議は終了といたします。

ありがとうございます。

午後四時二十五分散会